

妙高市ゼロカーボンチャレンジ事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妙高市ゼロカーボン実行計画で掲げるゼロカーボンの達成に向けた市内事業所の意識向上、官民パートナーシップの構築、市内事業所の価値向上及び競争力強化並びに優良事例の横展開による地域脱炭素化の推進を図るため、二酸化炭素排出量の削減に向けた活動及び環境面に配慮した活動に取り組む市内事業所を妙高市ゼロカーボンチャレンジ事業所として登録し、ゼロカーボン、循環型社会の形成及び地球環境の保全に資するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妙高市ゼロカーボンチャレンジ事業所 (以下「みょうこうゼロチャレ事業所」という。)
妙高市ゼロカーボン実行計画で掲げる二酸化炭素排出量を2030年度に2013年度比50パーセント削減、2050ゼロカーボンの達成に向けて取組を実践する市内で事業活動を行っている事業所で、次条第2項で登録された事業所をいう。
- (2) 省エネ診断等 専門家が、事業所建物ごとに設備の使用状況、運転管理状況、エネルギー消費量等を調査及び測定し、その結果に基づき、設備等の最適な使い方、温度、照度等の適正な設定のほか、高効率機器への更新、排熱等の有効利用、再エネ設備の導入等の省エネ、再エネ等に関する改善策を提案するものをいう。
- (3) チャレンジ目標 省エネ診断等の結果に基づいて改善策となる取組を実施することにより、登録期間満了時に目指す目標で、エネルギー消費量の削減、二酸化炭素排出量の削減等の数値目標をいう。
- (4) 重点チャレンジ 省エネ診断等の結果に基づく改善策のうち、チャレンジ目標の達成に資する取組をいう。
- (5) みんなでチャレンジ 別表に掲げる省エネルギー、3Rの推進、環境保全活動等の環境面に配慮した取組をいう。

(申請及び登録)

第3条 みょうこうゼロチャレ事業所として登録を受けようとするものは、みょうこうゼロチャレ事業所登録申請書(別記様式第1号)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、その申請内容を審査し、省エネ診断等の結果に基づいてチャレンジ目標を設定し、重点チャレンジ及びみんなでチャレンジの取組事項を宣言していると認めたときは、当該申請に係る事業所をみょうこうゼロチャレ事業所として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、申請者に対し、みょうこうゼロチャレ事業所登録通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(登録の有効期間)

第4条 前条第2項による登録期間は、登録の日から令和13年3月31日までとする。

(みょうこうゼロチャレ事業所の責務)

第5条 みょうこうゼロチャレ事業所は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 宣言した重点チャレンジ及びみんなでチャレンジの取組事項に積極的に取り組むこと。
- (2) 登録期間中において、毎年度の取組状況を、みょうこうゼロチャレ事業所活動状況報告書(別記様式第3号)により、翌年度の4月30日までに市長に報告すること。

(変更の届出)

第6条 みょうこうゼロチャレ事業所は、申請の内容に変更が生じた場合は、みょうこうゼロチャレ事業所申請内容変更届(別記様式第4号)を速やかに市長に提出するものとする。

(取組の要請)

第7条 市長は、みょうこうゼロチャレ事業所が宣言した重点チャレンジ及びみんなでチャレンジの取組を実施していないと認められるときは、当該取組の実施を要請することができるものとする。

(登録の取消)

第8条 市長は、みょうこうゼロチャレ事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の規定に基づく登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに前条の要請に応じないとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めた行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、みょうこうゼロチャレ事業所取消通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(施策の推進)

第9条 市長は、本制度の周知及び本制度に基づく事業所の取組の支援に努めるものとする。

2 市長は、みょうこうゼロチャレ事業所の名称や取組内容、優良事例等を公表するものとする。

別表（第2条関係）

分類	取組番号	みんなでチャレンジ取組項目	設備投資	
共通	1	「COOL CHOICE」への賛同登録		
普及啓発	2	脱炭素経営に関する従業員向け研修の実施（他者主催研修への参加を含む）		
	3	脱炭素に関する顧客向け普及啓発（店舗掲示など）の実施		
省エネルギー	4	エネルギー使用量の管理、見える化・分析		
	5	環境マネジメントシステムの取得		
	6	エネルギーマネジメントシステムの設置	○	
	7	照明器具の定期的な清掃の実施		
	8	照明の間引き、部分的な消灯、消灯時間帯の設定		
	9	照明機器のLED化	○	
	10	トイレ、階段などの照明への人感センサーの導入	○	
	11	空調機器の定期的な清掃の実施		
	12	クールビズ、ウォームビズの実施		
	13	室温の適正管理（夏28℃、冬20℃を目安）		
	14	グリーンカーテンの実施		
	15	高効率空調設備の導入	○	
	16	オフィス機器の省エネモードの利用		
	17	昼休み・退社時におけるオフィス機器の電源オフ		
	18	省エネ型オフィス機器の導入	○	
	19	建物の屋根・壁・窓の断熱化・遮熱化	○	
	20	自然風・自然光を生かした省エネ対策		
	21	建物のZEB/ZEH化	○	
	22	建物の環境性能に関する第三者認証（BELS、CASBEEなど）の取得		
	再生可能エネルギー	23	再生可能エネルギー由来の電力の購入	
		24	再生可能エネルギー（太陽光など）発電設備の導入	○
		25	コージェネレーション（熱電供給）システムの導入	○
26		蓄電システムの導入	○	
27		燃料電池の導入	○	
28		木質バイオマスボイラー・ストーブの導入	○	
自動車利用	29	エコドライブ（講習会を含む）の実施		
	30	通勤・業務における公共交通・自転車の利用促進、徒歩の推奨		
	31	車両台数の削減		
	32	次世代自動車（EV/PHV/FCV等）の導入	○	
	33	他事業所等との共同輸配送の実施		
	34	宅配便の再配達防止		

3 R の推 進	3 5	製品の設計・製造・輸送・販売における廃棄物の発生抑制、リサイクル（使い捨て製品・容器包装の使用削減、梱包材の繰り返し使用、量り売りなど）	
	3 6	紙類、プラスチック類、缶・ビン類などの分別	
	3 7	食品トレイ、紙パック、ペットボトルなどの店頭回収	
	3 8	使用済み自社製品（販売品）の回収、リサイクル	
	3 9	事業活動における食品ロスの削減	
	4 0	生ごみの資源化施設などへの搬出	
	4 1	生ごみの自社処理（生ごみ処理機などによる）	○
	4 2	「もったいない！食べ残しゼロ協力店」への登録	
	4 3	フードドライブの実施（他者主催活動への協力を含む）	
グリーン 購入、フ ェアトレ ード等	4 4	環境ラベル表示のある商品の購入・販売	
	4 5	環境に配慮した資材（グリーン購入法による）の使用	
	4 6	エシカル関連の認証ラベル・マーク表示のある商品の購入・販売	
	4 7	地消地産／地産地消の推進	
環境保全 活動	4 8	定期的な清掃・美化活動の実施（他者主催活動への参加を含む）	
	4 9	森林の整備・保全活動の実施（他者主催活動への参加を含む）	
	5 0	生物多様性保全活動の実施（他者主催活動への参加を含む）	

備考

- 1 みんなでチャレンジの取組は、上記取組から10項目以上を選択し宣言するものとする。
- 2 重点チャレンジの取組と重複しない項目を選択するものとする。

